2　競争参加資格

⑴　一次審査　下記１）～11）の条件を満たしている単体有資格業者もしくは経常建設共同企業体（甲型）で申請書及び確認資料を提出した者のうち審査評価点合計が上位10位以内の者（ただし、審査評価点の合計が同点の者が複数いる場合は、10位同点の者全て）に競争参加資格を与える。また、国内実績のない企業が国外の施工実績をもって確認資料を作成した場合は発注者において内容を審査のうえ競争参加資格を認めるものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

①　内空断面積（覆工後の内空面積）が55㎡以上の施工実績を有すること。

②　掘削及び覆工の両方の施工延長が900m以上の施工実績を有すること。

③　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、①、②は同一トンネルでの施工実績であること。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記③の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り実績として認める。

④　経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、構成員の何れか１社が上記①から③までの要件を全て満たしていること。

６）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜から⒞の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

⒜　内空断面積（覆工後の内空面積）が55㎡以上の施工経験を有すること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が900m以上の施工経験を有すること。

⒞　当該施工実績が適切なものであること。

なお、⒜、⒝は同一トンネル工事での施工経験であること。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⒞の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、構成員のうち何れか１社の主任技術者又は監理技術者が上記①及び②の要件を全て満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

７）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

８）上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

９）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

10）入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等（図面、仕様書、現場説明書、参考資料等（変更分含む））をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　一次審査の方法　一次審査における評価点の算出においては、入札説明書４⑵を参照すること。

3　総合評価に関する事項

上記２で競争参加資格を認められ施工計画書を提出した者のうち、発注者から技術提案が適正であると認められた者について、下記により総合評価を行う。

二次審査

⑴　総合評価項目　本工事の総合評価は、以下のとおりである。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案　⒜本工事におけるトンネル地山安定化対策　⒝本工事における覆工コンクリートの品質・耐久性確保対策

⑵　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　技術資料の内容に応じ、下記㋐の評価を行い施工体制評価点を与え、また㋑の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

㋑　技術提案

⒜　本工事におけるトンネル地山安定化対策

⒝　本工事における覆工コンクリートの品質・耐久性確保対策

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。